

老年薬学 服薬総合評価研修会 よくある質問（FAQ）

■ 受講資格について

Q.実務経験 5 年以上とは、どのようにカウントしますか？ 薬局での実務経験はカウントしてよろしいでしょうか？ 継続して 5 年間の必要はありますか？ 非常勤の場合の扱いはどのようになりますでしょうか？

A. 薬剤師としての臨床実務経験（病院・薬局いずれも含む）が通算 5 年以上あることを要件とします。継続した勤務である必要はありません。非常勤勤務についても、臨床実務経験として適切に従事している期間（勤務時間が週 31 時間以上である期間に限る。）は含めて差し支えありません。

Q. 「③薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格していること」とありますが、日本医療薬学会の「専門薬剤師認定試験」に合格している場合、この要件を満たしているとみなされるでしょうか。両試験は問題、日程、合格基準が共通とされており、地域薬学ケア専門薬剤師の認定においても免除対象となっているため、貴学会での扱いについて教えてください。

A. 日本医療薬学会の専門薬剤師認定試験に合格している場合は、本要件を満たすものとみなします。また、地域薬学ケア専門薬剤師または薬物療法専門薬剤師の認定を受けている場合も同様に要件を満たします。

Q. 要件 3（薬剤師生涯学習達成度確認試験）について、他の要件と重複する側面があるように見受けられますが、本要件を設定している理由と、その必要性について教えてください。

A. 薬剤師生涯学習達成度確認試験は、一定の実務経験および継続的な生涯学習を前提とした客観的な外部評価であり、知識水準を担保する指標として位置づけています。

本研修会では、これに加えて認定資格（要件 2）を組み合わせることで、臨床実務および継続的な研修実績も含めて受講者の能力を担保する設計としています。そのため、本試験のみでの受講は想定しておらず、現行要件としております。

Q.日本老年薬学 認定薬剤師（指導薬剤師）を取得しています。取得している場合であっても、本研修会に参加することはできますか？

A. 日本老年薬学会認定薬剤師の方は、服薬総合評価について、必要十分な知識及び技術を既に

修得しているため、新たに修得することを目指すことを目的とした本研修会の対象に含めていません。なお、認定薬剤師を対象に情報提供書の作成方法に関する研修は別途提供する予定です。

■ 会員・申込について

Q. 申込開始はいつからですか？

A. 第1回は2026年6月頃を予定しております。詳細は決定次第、本会ホームページ等にてご案内いたします。第2回以降も、第1回と同様に、本会ホームページ等にてご案内いたします。

Q. 定員に達した場合はどうなりますか？

A. 各回先着順のため、定員に達し次第受付を終了いたします。キャンセル待ちの受付は行いません。キャンセルが出た場合は別途募集ページにて追加募集をいたします。

Q. 非会員でお申し込み後、入会した場合はどうなりますか？

A. 会員価格との差額の返金を行いません。入会を検討する場合はご入会後にお申し込みください。

<https://www.jsgp.or.jp/enrollment/division/>

■ 講義研修（オンデマンド）について

Q. 講義はいつから受講できますか？

A. 受講期間等の詳細は、申込者に別途ご案内いたします。目安、演習研修開催の1か月前には受講のご案内をいたします。

Q. 講義はまとめて受講する必要がありますか？

A. オンデマンド形式のため、受講期間内であれば分割して受講可能です。なお、受講ログを管理側（事務局）で確認をいたします。講義研修の受講が終了していない場合は演習研修を受講しても、受講証の発行ができかねますのでご承知おきください。

Q. 選択項目はどのように選べばよいですか？

A. 選択講義は任意となりますので、ご自身の学習目的に応じて自由に選択してください。

■ 演習研修（現地開催）について

Q. 遅刻・早退した場合でも修了となりますか？

A. 遅刻または早退があった場合は、修了とは認められません。

Q. 当日の持ち物や服装に指定はありますか？

A. 筆記用具をご持参ください。服装についての指定はありません。

■ レポート提出について

Q. レポートの内容・分量について教えてください。

A. レポートの内容および分量については、研修会内でご案内いたしますので、その内容をご確認ください。

Q. レポートに合否はありますか？

A. 提出されたレポートは本学会にて評価を行い、合否判定があります。

■ 修了・その他

Q. 修了書の有効期間はどのくらいですか？

A. 交付日が属する年度末を起算日として原則 5 年間です。

Q. 研修修了書の有効期間中の更新について教えてください。

A. 更新には受講資格を満たしたうえで、本学会指定の講義研修の受講および症例レポートの提出（5 症例）が必要となり、本学会の確認および評価を経て更新されます。なお、有効期間満了の 1 年前から受講可能となります。

Q. 修了書の有効期間が切れた後の更新について教えてください。

A. 有効期間満了後に再交付を希望する場合は、新規取得時と同様に本研修を受講し、所定のレポートを提出する必要があります。

Q. 今後も同様の研修は開催されますか？

A. 本研修会は年 4 回程度の開催を予定しています。今後の開催予定については、決定次第ご案内いたします。

Q. オンライン開催の予定はありますか？

A. 今後、オンライン開催を含めて検討しております。詳細は決定次第ご案内いたします。
